

～戸籍謄本等の請求については、郵便にてご請求くださいますようお願いいたします～

宇検村のホームページ (<http://www.uken.net/>)

村民の方へ>よく使われるもの>申請書>戸籍関係郵便請求書に様式があります。

郵便による戸籍謄抄本等の取り寄せ方法について

宇検村に本籍がある方の証明です。下記のことを同封し、送付してください。

- ① 請求書 昼間の連絡先、電話番号（携帯番号等）を必ず記入してください。
- ② 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険者証などの写し
(現住所の記載があるもの。裏書がある場合は裏面のコピーも必要となります)
- ③ 手数料 手数料は、定額小為替証書（郵便局で購入）でお願いします。
(定額小為替証書には、何も記入されなくて結構です)
(戸籍謄抄本：1通 450円 除籍謄抄本：1通 750円 戸籍附票：1通 200円)
- ④ 返信用の封筒 返送先は、請求者の現住所です。
返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ったもの。
お急ぎの場合は速達料金を追加してください。

※代理人が請求される場合、委任状が必要になり、上記②の本人確認書類は代理人の方のものとなります。

※請求する戸籍に記載されていない親族の方が請求する場合、親族関係、配偶関係を確認できる戸籍謄本の提出が必要な場合があります。(本村の戸籍等で確認できれば不要です。)

注 意 事 項

- 1 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提出を求めることがあります。
- 2 「謄本」は戸籍に記載のある人全員（筆頭者、配偶者、未婚の子ども等）を証明したもので、「抄本」は戸籍に記載のある人のうち、請求書の「必要な方のお名前」欄に記載された方の分を証明したものです。
- 3 戸籍の附票は、住民登録地の履歴を記載したものです。戸籍が編成されてからの住所の履歴が記載されます。
過去の住所履歴が必要な場合は、記載の必要な住所を必ずご記入ください。(例「〇〇〇から現住所まで」)
※住所をおかれていた時期によっては、記録の保存期限上、証明できない場合があります。

(お願い) 郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要ですので、余裕をもって申請してください。
郵送事情により、1週間から10日程度かかる場合もあります。

ご不明なことがございましたら、下記までご連絡ください。

宇検村役場 住民税務課 戸籍係

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾 915 番地

TEL : 0997-67-2211 FAX : 0997-67-2912